

指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問事業

重要事項説明書

令和8年1月1日現在

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、また要支援状態にある方に対し、日常生活上の支援を行うことにより、自立した日常生活を営むことができるよう、適正な指定訪問介護又は介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問事業を提供することを目的とします。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業所の概要

(1) 概要

事業所名	あおぞらの里 行橋ヘルパーステーション		
指定番号	4072600390		
所在地	福岡県行橋市大字道場寺1409-5 2F		
管理者の氏名	武内 学	職種	ヘルパー2級
電話番号	0930-26-5500		
FAX番号	0930-26-5577		
サービスを提供する地域	苅田町、行橋市、みやこ町、築上町、豊前市		
営業日	月曜日から土曜日までとする		
営業時間	午前8時30分～午後5時 (営業時間外についてはご相談に応じます。)		
訪問介護サービス対応日	営業日と同じ。但し、日曜日、年末年始(12月30日～1月3日)については利用者、家族、介護支援専門員との相談によりサービスが必要な場合は適宜訪問介護又は第一号訪問事業を実施します。		
訪問介護サービス対応時間	午前8時30分～午後5時 (営業時間外についてはご相談に応じます。)		

(2) 事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計	業務内容
管理者	2級ヘルパー	1名	—	1名	従業者及び業務管理
サービス提供責任者	介護福祉士	3名	0名	3名	サービス内容の管理
	1級ヘルパー	0名	0名	0名	
訪問介護員	介護福祉士	3名	1名	4名	訪問介護
	1級ヘルパー	0名	1名	1名	
	2級ヘルパー	0名	5名	5名	
	実務者研修修了者	0名	1名	1名	

3. サービスの内容

- ① 身体介護（食事介助・入浴介助・排泄介助・清拭・通院介助）
- ② 生活援助（買物・調理・掃除・洗濯・薬取り）
- ③ 身体・生活（身体介護の後に引き続き生活援助を行う）
- ④ 第一号訪問事業
- ⑤ その他 介護相談等

4. 利用料金 別紙 1・2・3 参照

5. サービス利用にあたっての留意事項

- ① 訪問介護員は、介護福祉士、ホームヘルパー 1・2 級、介護職員初任者研修課程修了の資格を有しており、必ず身分証を携帯しています。利用者様またはご家族から求められたときはこれを提示いたします。
- ② 訪問介護員は、医療行為や年金等の金銭の取り扱いはいたしません。
（生活援助として行う買い物等に伴う少額の取り扱いは可能です。）
- ③ 訪問介護員は、介護保険制度上、利用者様の介護や家事の援助等を行うこととされています。ご家族の食事の準備などの業務については介護保険外のサービスとなりますので、ご了承ください。
- ④ 訪問介護員に対する贈り物や飲食等のもてなしは、お受けできません。
- ⑤ 利用者様の都合により訪問介護員の派遣を中止したい場合は、前日の営業時間内に事業所へご連絡ください。サービス時間内でのご不在、外出等のご遠慮下さい。
- ⑥ 非常災害等により訪問介護員の派遣が困難となる場合もございますので、ご了承ください。その際には、速やかに利用者様にご連絡いたします。
- ⑦ 訪問介護員は、介護保険制度上、利用者様がご在宅中に限りサービスを行うことができます。ご家族の方がご在宅であっても利用者様がご不在の場合、サービスを行うことはできません。

6. 秘密保持についての対応

当事業所及び職員は、業務上知り得た利用者様又はそのご家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。

7. 利用者の尊厳

利用者様の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、職員教育を行います。

8. 身体拘束の廃止

どのような状況下でも、利用者様の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

9. 相談窓口・苦情対応

* サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当 事 業 所 ご 利 用 相 談 室	窓口担当者：武内 学 ご利用時間：月～土曜日 午前8時30分～午後5時 電話：0930-26-5500 FAX：0930-26-5577
(株) シ ダ ー 本 社 総 務 部	所在地：北九州市小倉北区足立二丁目1番1号 ご利用時間：月～土曜日 午前8時30分～午後5時 電話：093-932-7005 FAX：093-932-7015

* 公的機関においても、苦情申し出ができます。

福岡県国民健康保険 団体連合会 介護保険課	所在地：福岡市博多区吉塚本町13番47号 電話：092-642-7859 FAX：092-642-7857 対応時間：午前9時00分～午後5時 (土日祝日、年末年始を除く)
-----------------------------	---

※上記以外の公的機関においても申し出が行えます。(別紙4参照)

10. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者様の病状が急変した場合などに、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

11. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、市町村、御家族、居宅介護支援事業者等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際して採った処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

12. 虐待防止のための対応

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる)の定期的な開催及びその結果の訪問介護員等に対する周知徹底。
- ② 事業所における虐待の防止のための指針の整備。
- ③ 訪問介護員等に対する虐待の防止のための研修の定期的な実施
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置

事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

13. 第三者評価の実施状況

実施の有無	なし	実施日(直近)	—
評価機関の名称	—	評価結果の開示	—

14. 損害賠償責任保険

保 險 会 社	損害保険ジャパン株式会社
保 險 内 容	損害賠償保険

*但し、損害賠償保険の支払いは、事業者に故意又は過失が存在する場合には限られます。また、損害賠償保険金が支払われる場合であっても、利用者様に過失が認められる場合には、賠償金額が減額されることとなります。

令和 年 月 日

訪問介護サービス又は介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問事業の開始にあたり、利用者様に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明し交付しました。

〈事業者〉

所 在 地 福岡県行橋市大字道場寺1409-5 2F

事 業 所 名 あおぞらの里 行橋ヘルパーステーション
(指定番号 4072600390)

管 理 者 名 武内 学

説 明 者

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問介護サービス又は介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問事業について重要事項の説明を受け同意しました。

〈利用者〉

住 所

氏 名

〈利用者代理人（選任した場合）〉

住 所

氏 名 (続柄)